

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直しに当たっての畜産企画部会の開催について

平成16年2月
生産局畜産部

1. 趣旨

- (1) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び家畜改良増殖法に基づく「家畜改良増殖目標」については、ともに平成12年4月に平成22年度を目標とする計画を策定し、これに沿って、酪農・肉用牛生産の振興、家畜の改良増殖を進めてきたところである。
- (2) これらの計画は、おおむね5年ごとに見直すこととされており、さらに、先般、農政全体の指針である食料・農業・農村基本計画についても、食料、農業、農村をめぐる情勢を踏まえて、平成17年を目途に見直し作業が開始されたところである。
- (3) こうしたことを踏まえ、また、現行の計画の策定以降、我が国の畜産を取り巻く情勢が大きく変化していることから、このたび、平成17年を目途に「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」を見直すこととし、そのための検討を食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会にて行うものとする。

2. 委員構成

牛乳乳製品及び牛肉の生産、流通、消費等に関する有識者及び家畜の改良増殖に関する有識者

3. 検討の視点

消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給の確保、環境保全を一層重視した農政の実現等の視点に立ち、基本計画と歩調を合わせて、畜産の将来展望や、重点課題及びその実現のための具体的方策等を検討する。

4. 検討スケジュール

16年2月上旬頃から検討を始め、17年3月頃までにとりまとめ（答申）を行う予定

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の概要

平成16年2月
生産局 畜産部

1 基本方針の性格

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」(昭和29年法律第182号に基づき定められたものであり、酪農及び肉用牛生産の振興施策を講ずるに当たってのマスタープランとなるものである。なお、現行基本方針は、平成12年4月に、22年度を目標年度として定められている。

(従来の基本方針)

		公表年月日	目標年度
酪農近代化基本方針	(第1次)	昭和40年10月12日	昭和46年度
"	(第2次)	昭和46年3月31日	昭和52年度
"	(第3次)	昭和51年3月29日	昭和60年度
"	(第4次)	昭和55年12月27日	平成2年度
酪肉近代化基本方針	(第1次)	昭和58年10月26日	平成2年度
"	(第2次)	昭和63年2月16日	平成7年度
"	(第3次)	平成8年1月16日	平成17年度
"	(第4次)	平成12年4月7日	平成22年度

2 基本方針において定める事項

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
- (2) 生乳及び肉用牛の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の推移
- (3) 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標
- (4) 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項
- (5) その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する事項

3 都道府県計画及び市町村計画

都道府県においては、基本方針に則して地域の諸条件を考慮した都道府県計画を作成し、また、市町村においては、都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成することとされ、国・都道府県・市町村を通じて計画に一貫性と総合性を持たせることとしている。

(酪肉近代化計画策定市町村数)

地域	都道府県計画 策定都道府県数	全市町村数	平成17年度目標計画策定市町村数			
			合計	酪肉計画	酪農計画 のみ	肉用牛計画 のみ
北海道	1	212	178	132	24	22
東北	6	400	331	208	4	119
関東	10	709	361	255	59	47
北陸	4	222	66	22	24	20
東海	3	256	97	53	12	32
近畿	6	323	112	68	13	31
中国・四国	9	534	279	159	21	99
九州	7	517	415	207	23	185
沖縄	1	534	34	12	1	21
合計	47	3,229	873	1,260	197	576

注：平成15年6月1日現在

「家畜及び鶏の改良増殖目標」の概要

平成16年2月
生産局 畜産部

1. 家畜及び鶏改良増殖目標の性格

「家畜改良増殖目標」は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき定められるものであり、長期的な展望に立った家畜の改良増殖の指針であるとともに、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められる「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の技術指標となるものである。

現行の家畜改良増殖目標は、平成12年4月7日に、平成22年度を目標年度として定められている。

なお、「鶏の改良増殖目標」については、法律による定めはないが、従来から家畜改良増殖目標に準じて策定しているところである。

（従来の家畜及び鶏の改良増殖目標）

	公表年月日	目標年度
第1次	昭和37年12月28日	昭和46年度
第2次	昭和44年6月3日	昭和52年度
第3次	昭和50年6月16日	昭和60年度
第4次	昭和55年12月20日	昭和65年度
第5次	昭和63年2月18日	平成7年度
第6次	平成8年1月16日	平成17年度
第7次	平成12年4月7日	平成22年度

2. 家畜及び鶏の改良増殖目標において定める事項

家畜及び鶏の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標（鶏の改良増殖目標においては、家畜改良増殖目標に準じる。）

3. 都道府県の家畜改良増殖計画

都道府県においては、地域の諸条件を考慮し、家畜の種類ごとに家畜改良増殖目標に即して、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画（「家畜改良増殖計画」）を策定することができ、鶏においてもこれに準じ策定されているところである。

（家畜及び鶏の改良増殖計画策定都道府県数）

（平成16年1月現在）

	乳用牛	肉用牛	豚	馬	めん山羊	鶏
北海道	1	1	1	1	1	1
東北	6	6	5	2	1	3
関東	10	10	9		3	7
北陸	4	4	3			1
東海	3	3	3		1	3
近畿	6	6	3			3
中国・四国	7	7	2			3
九州・沖縄	7	8	7	2		4
全国	44	45	33	5	6	25